

重症化予防 事業主様との協働で行います

重度高血圧、重度高血糖者に対する受診勧奨

当組合では、重度高血圧、重度高血糖の方に対する病院への受診勧奨を行ってまいりましたが、5割の方が受診に至らない状況です。健康はご本人や家族にとってはもちろん、近年は人材確保も難しく休職者が出ることは会社にとっても大変な負担になることと思います。

健診結果で要治療、要精密検査に該当すると労働安全衛生法に基づきお勤め先から指導等されていることと思いますが、緊急に病院受診が必要な方については健保組合とお勤め先の事業主様との協働でも受診勧奨を行っていきますので、ご理解をお願いいたします。

◆ 以下は事業主様、健診データ管理者様あてに通知した文書の抜粋です

事業主様、健診担当者様が労務の安全のために利用する場合は個人情報保護法には抵触しませんが、他者に情報が漏れてしまわないよう、取り扱い責任者の方は**保管方法や勧奨方法などにご留意ください。**

<<内容>>

➤ 対象者

重度高血圧:最高血圧 160 以上 または 最低血圧 110 以上

重度高血糖:空腹時血糖 160 以上 または ヘモグロビン A1c8.5 以上

➤ 流れ 事業主様に行っていただく部分は太字になっています

健 保: 健診結果が健保組合に到着

事業主様: 産業医などの指導が済んでいる場合は健保までご連絡ください。

↓

健 保: 上記の基準値で対象者を抽出し、ご本人宛に受診勧奨の通知文送付

↓

健 保: 通知から約 2 か月後に病院からの診療報酬明細書を確認

↓

健 保: 受診が確認できない場合、ご本人宛と**事業主様宛に通知文送付**

↓

事業主様: 個人情報の取り扱いには十分ご留意いただき、産業医との面談、近隣の病院紹介、勤務中に受診できるような措置、有給休暇を取得しての受診を勧めるなどの対応をお願いいたします。

ご本人と相談の上、運転業務、長時間残業による寝不足、出張、力を要する作業などは極力避けることをお勧めします。

事業主様へ

受診しない理由をお聞きすると「どこに行ってもいいかわからない」「病院がやっている時間に帰れない」「忙しくて時間が取れない」なども多いため、事業主様のご協力も不可欠です。よろしくをお願いいたします。